

安曇野市自治基本条例(仮称)制定市民ワークショップ (報告書)



平成 27 年 7 月 6 日

安曇野市自治基本条例（仮称）制定市民ワークショップ報告書

目 次

- 1 安曇野市自治基本条例（仮称）制定市民ワークショップの概要
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 2 検討結果報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
- 3 市民ワークショップ開催状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・P13
- 4 市民ワークショップ設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・P14
- 5 市民ワークショップ名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・P15

1 安曇野市自治基本条例（仮称）制定市民ワークショップの概要

(1) 自治基本条例（仮称）制定市民ワークショップの位置づけ（市長の挨拶より）

自治基本条例は、本市における最高規範であり、市民の皆さん、議会と行政という三者の役割と責務、三者の関係を明文化するものです。全国では、すでに300を超える自治体がこの条例を制定しています。自治基本条例をはじめて制定したのが、北海道ニセコ町の「まちづくり条例」でした。前例がない中で、地域資源を活かしながら、町民を巻き込み全体で物事を決定するルールを作ろうということでした。制定に向けて「責任をもって自ら考え行動しよう。」を合言葉としていたそうです。しかし、住民参加で物事を決めるといのは、リーダーの責任放棄だ、また選挙で承認をもらった町長なのだからいちいち町民の声を聞くのはおかしいなどの批判もあったそうです。しかし、市民の参画は、自治体の消滅が現実味を帯びる中で、より多くの市民の皆さんの多種多様な意見を自治体運営に役立てるため、市民主体に自ら結論を出し、実践することが重要であり、まさにこの市民ワークショップがそのプロセスなのです。条例の浸透には、時間も手間もかかりますが、本物の条例、生きた条例を作るためには、こうした過程を大切にしていきます。

さて、こうしたことから、安曇野市が目指す方向は、市民の皆さんが主体のまちづくりです。安曇野市が発足して、本年で市制施行10周年を迎えます。そもそもこの合併は何であったかを振り返りますと、地方分権の時代で、自分たちの地域は自分たちで創り出し、そして一人ひとりが責任を持つことだったのです。ところが、様々な課題に対し、市民の皆さんが行政依存であったり、行政自体も自立ができなかったり、また市民の皆さんや議会との協働もなかなか進まないのが現状です。市では、お手元にお配りしました「協働のまちづくり推進基本方針」と「協働のまちづくり推進行動計画」を昨年3月に策定しました。少子高齢社会や人口減少時代に、すべての皆さんが自ら課題を解決し、主体的に活動、実践することが求められています。こうしたことから協働の計画を策定しましたが、自治基本条例の役割はこの市民主体のまちづくりを進めることであり、その仕組みやルールを定めるものです。自治基本条例は何を目指しているか一言でいうと、住民自治を充実することです。「地方自治の本旨」とは、「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなります。この2つが合わさって地方自治の本旨となります。住民自治とは市民参加による地方自治のことで、市民の皆さんの意思と責任に基づいて行うものです。

この条例は、より良い安曇野市を目指し、議会と行政にどこまで任せ、市民はどこまで担うのか、をルール化するものです。各自治体の財政は厳しく、増えるお金をどう使うかの時代から、何を削り我慢するかを、決めなければなりません。そこに市民の皆さんがどのように参画するかを定めるのがこの条例です。

地方自治体はこれまで、国の指示で行財運営を行ってきましたが、今後は、市民の皆さんが主体となって地域課題に取り組まなければなりません。様々な課題に対して、行政が行うべきもの、市民の皆さんに担っていただくもの、民間に任せるべきものなど、それぞれが役割分担し、やれること、やるべきことを行い、足りないものを補い合う、つまり協働によるまちづくりが重要です。

市では、こうした背景から、改めて「自治基本条例」を制定することとしました。市民主体のまちづくりを進めるための仕組みやルールを定める自治基本条例の制定に向けて、この市民ワークショップを開催しました。

(2) 講師

自治基本条例（仮称）制定に向けて、市では松本大学総合経営学部 木村晴壽先生から指導をいただいております。このワークショップにおいて、第1回目に木村先生から「いわゆる自治基本条例について」のご講演をいただきました。ご講演の内容は、下段レジュメのとおりです。



木村晴壽先生プロフィール

松本大学総合経営学部教授

宮城県石巻市生まれ。早稲田大学法学部、同大学院、早稲田大学産業経営研究所研究員、旧松商学園短期大学を経て、現在、松本大学総合経営学部教授。専門は、日本経済史・地方財行政史。

■第1回安曇野市自治基本条例（仮称）制定市民ワークショップ 木村晴壽先生ご講演レジュメ

いわゆる自治基本条例について

1. 地方分権・地方自治の実情

①共同体と自治体……………

- ・欧米タイプの地方自治、あるいは理論上の地方自治と、日本の地域社会が辿った道筋は異なる。
- ・日本の地域社会は、物理的（地理的）にも社会経済的にも、自生的に形成されたものではない。領主が年貢収納を確実かつ効率的にするために近世村落共同体（江戸時代の村落）を設定した。したがって、領主からの徹底した規制を受けてはいたが、その一方で自助・自律という共同体的機能を持っていた。完村単位では直接民主制の要素を内包していた。強制であれ自主的であれ、ある意味の住民参加は機能していた。
- ・明治期前半の地方整備に際し、外交・内政上の理由から市町村レベルでの再編（合併＋市町村議会＋議員選挙）が進められた。農業を主体とする社会に変わりはなく、この時点では共同体的機能はまだ喪失してはいないが、間接民主制が原則となり、首長・議員の選出方法が大きく影響し住民参加は、制度の面からも、住民心理の面からも後退した。

②地方自治とは言いながら

- ・GHQ が主導した戦後の地方行政整備は、一挙に民主的度合いを高める方向に進んだが、住民参加による地方自治はここでも実現しなかった。何故なら、住民が自治体運営に参加しなければならない理由が欠如していたからである。制度的には、国と地方の上下関係が固定化したから、地域社会（地方自治体）が独自に政策決定する余地はほとんどなくなった。財政的には、戦後

高度経済成長の過程で国家財政とともに地方財政規模の拡大が常態化し、既存の公共サービスを拡大し、併せて新たな公共サービスを加える、という方向での自治体運営が続いた。こうなると、地域運営への住民参加は、抗議型・分捕り型に限定されざるを得ず、住民が地方自治へ参画する必然性はぼやける他なかった。

③矛盾を抱えた自治体

・平成 12（2000）年以降に進行した地方制度改革では、制度的には地方自治体の自由度・自律度が拡大したが、問題の核心は、地方財政の原則がダウンサイジングの方向になったことである。何を足すかではなく、何を削るかの政策・行政判断が必要になったといえる。公共サービスの質・量両面でのサービス低下が起これば抗議型が多くなる。事態を放置すれば混乱が深まるばかり。にもかかわらず、地方自治体の運営は制度的にも慣例的にも、これまでと大きく変わらない。

◎すべての行政・政策判断を首長・議会で引き受けることは不可能

◎住民が自治体運営や政策判断に加わる方策なしの地域運営は成り立たず。

2. 自治基本条例制定の背景

①制度的背景

・地方分権一括法以降の制度改変

②財政的背景

・地方交付税問題
・税源

③社会的背景

・社会構造の急激な変化
・住民の要求の変化、多様化
・防災意識の高まり

3. 自治基本条例の内容と策定プロセス

①呼称は様々

・まちづくり条例、住民参加条例、市民参加条例、自治基本条例
……それぞれに背景はあるが、決まりは一切なし……

②自治基本条例の位置づけ

・法制度的には他の条例と変わらず
・内容的には他の条例よりも包括的、総合的
・社会的には他の条例よりも重要視される傾向
・「最高規範」と謳う場合が多い

③自治基本条例の内容

・決まりも定型も一切なし
・理念確認型も、具体的ルール型も

④自治基本条例の策定プロセス

・自治体の現状で強く求められるのは住民参加

- ・ルール化するか否かを問わず、設定すべき基本要素を確認
(参加の主体、参加の対象、参加の時期、参加の手法 etc.)
- ・演繹的手法か、機能的手法か

(3) 正副会長

安曇野市自治基本条例（仮称）制定市民ワークショップ設置に基づき、委員互選により会長及び副会長が選出されました。

【敬称略】

会 長 田 村 浩

副会長 内 川 勝 治

副会長 平 林 千 代



2 検討結果報告

(1) 市民

①市民の定義

条例において「市民」をどのように定義するかについては、ワークショップで多くのメンバーが関心を寄せた問題です。

「市民」の定義については、

- ・安曇野市に住民票を持つ住民
- ・市内に土地を持つ所有者
- ・市内へ通勤・通学する市外居住者
- ・市の出身者

など、幅広い意見が出されました。

その他の意見として、

- ・安曇野をふるさとと感じている方
- ・市の発展に寄与された方

などの意見も出されています。

②市民の役割

市民の役割として、「市政への参画」、「地域活動への参画及び市民相互の支え合い、助け合い」の2項目について意見を出し合いました。

ア 市政への参画

市民の大きな役割として、市の政治（市政）への参画が取り上げられました。意見交換の過程で、まちづくりを他人任せにしないというコンセプトに基づき、市民の積極的な参画をどのように実現するのかについては、

- ・市政への関心を高めるための広報の充実
- ・市民が話しやすい機会の提供
- ・様々な施策提言や事業提案などを通じて市との協働を進める

などの意見が出されました。

イ 地域活動への参画及び市民相互の支え合い、助け合い

ワークショップでは、区を中心とした地域コミュニティについての問題に多くのメンバーが関心を示しました。

市民が市政に参画し、市民が相互に支え合う前提として、区への加入が基本であり、より生活に身近な地域として隣組が大事であるとの意見が多くありました。したがってワークショップとしては、区や隣組への参加が基本原則であ



ると考えており、条例ではできる限り区への加入を促す表現があった方がよいという意見です。区への加入が地域活動参画の第一歩であり、各種行事や一斉清掃・雪かきなどへの参加も、住民による区への加入が土台であると考えています。

また地域での支え合いについては、一人暮らしの高齢者、障がい者・子どもなどの見守りを地域ぐるみで実現するため、

- ・ 共助によるまちづくり
- ・ 地域ぐるみによる防災、防犯など安全で安心なまちづくり
- ・ 要支援者名簿の共有
- ・ 家族台帳の作成

なども必要ではないかという、具体的な意見もありました。

市民が地域コミュニティに無理なく参加するためには日常の人間関係づくりが重要であり、そのためには、

- ・ 地域内でのあいさつの励行
- ・ 高齢者などへの配慮や思いやり

が出発点であるというのが、ワークショップメンバー共通の考え方です。

③市民の権利

一人ひとりの幸せな暮らしの実現に向けて、市民が持つべき権利は、

- ・ 対等で平等な市民サービスを受ける権利
- ・ 性別、国籍、健康状態などで差別されない権利
- ・ 市の活動へ参画する権利

などの意見が出されました。



(2) 行政

市政に関しては、市長、職員、市政運営という3つの視点から話し合いを進め、それぞれのテーマについて以下のようになっています。

①市長の役割と責務

市長の役割と責務については主に、

- ・ 国内の社会情勢はもとより、グローバルな視野をもって市政を司る
- ・ 市民の声を十分に反映させながら市の将来ビジョンを描く
- ・ 市民に十分な情報提供を行う
- ・ 市政のかじ取り役としてリーダーシップを発揮する

の意見が出ています。

また、市長は、なによりも、その公約を守ることが重要であるとする人もいました。

②職員

職員に関しては、「職員の役割」、「職員の能力向上」の2項目について意見を出し合いました。



ア 職員の役割

今後、職員に目指して欲しい方向性としては、概ね次のような事項があげられています。

- ・対市民サービスの向上
- ・公平、公正な行財政運営への努力
- ・市民や地域が抱える課題を把握し解決への方策を見出すため、積極的に現場に足を運ぶ
- ・若い職員、女性職員の提言を活かす
- ・法令遵守

イ 職員の能力向上

あるべき市政運営を実現するには職員のスキルアップが必要だとの認識から、

- ・日常の研鑽
- ・現場における実践を通じた技能の向上
- ・民間企業や他の自治体との交流
- ・各種研修への参加を通じた能力の向上
- ・業績評価の充実
- ・専門職員の育成

などの方法を活用して能力向上をはかるべきではないかとワークショップは考えました。

さらに、個人の能力や知識に合わせた適材適所の人材配置や人事制度の改革など、その環境整備にも努めてもらいたいとの意見もありました。

③透明性ある市政運営に向けて

透明度の高い市政運営に欠かせない情報公開について、ワークショップの意見は、

- ・市民の生活に関わる行政情報などをタイムリーに提供し、情報開示を積極的に進める

ことが重要だということです。また、情報公開に関しては、紙媒体以外にも様々な媒体を活用すべきではないか、との意見もあります。

市政運営全般については、

- ・職員がコスト意識を持って経費削減に努める
- ・市政運営に関して市民にできるだけわかりやすく、丁寧かつ親切な説明を心がける
- ・説明能力の向上に努める

などの意見も出されました。

(3) 議会

議会については、3つのテーマ（その役割、議会基本条例、議会全般）で意見交換し、ワークショップ全体の動向は以下のようになっています。

①議会の役割

議会や議員の役割等については、基本的に、議会として市民に関心を持ってもらい、市民の声に応える責務があるという認識に立って、ワークショップでは以下のような意見が出ました。

- ・議員は市全体として選ばれているので、全市的な政策立案に努めてもらいたい
- ・各会派の考え方や政策を、市民にわかりやすく、明確に知らせてもらいたい
- ・市民の声に応える市政を持って欲しい

- ・ 議会で何がどのように議論されているのかについて、広く市民に情報を発信する
- ・ 市民の議会傍聴を促す様々な方法を検討する
- ・ 若年層や女性の議員の拡大を図る
- ・ 議員から市民に近づく努力を
- ・ 市民の意見を議会に反映させるための機会を充実

また、議員定数や報酬の見直しという具体的な意見もありました。

②議会基本条例

今回のワークショップへ参加してはじめて議会基本条例のことを知ったという方々もおり、市民は議会基本条例の存在をあまり知らないのではないかと、という意見が出ています。

- ・ 条例があるのならば、議会から積極的に市民への周知を図って欲しい

また、自治基本条例と議会基本条例が矛盾しないよう、

- ・ 両条例の整合性を図って欲しい

という指摘もありました。ワークショップ最後の締めくくり討議では、議会基本条例と自治基本条例の関係について十分な議論ができなかった、と不満の声もありました。

③市民と議会(議員)

議会・議員に関わる全般的な意見として、次のようなものがありました。

- ・ 市民と議会(議員)との交流の場が必要
- ・ 議会側からの市民への説明会・報告会を積極的に開催する
- ・ 市民が議会(議員)と意見交換できる機会を充実させる

(4) 地域コミュニティ

特に重要な問題として、ワークショップでは特に地域コミュニティを取り上げました。自治基本条例に盛り込む盛り込まないにかかわらず、市政運営の観点からも、地域づくりの観点からも、このテーマについての意見交換が欠かせないため、取り上げました。

話し合いは、地域課題、地域コミュニティの範囲、区と市の関係、地域自治区、「区」の今後、という5項目に分けて行われました。



①地域課題

ワークショップでは、日常生活と市政参画の接点となっている「区」について多くのメンバーが関心を示しました。自治基本条例に反映させるか否かとは別に、市民として持っている実感には次のようなものがありました。

- ・ 少子・高齢化
- ・ 雇用の場の不足などから若者が都会へ流出している
- ・ 区への未加入世帯が増加しつつある
- ・ 役員のなり手不足
- ・ 役員への依存度が高い

- ・区事業のマンネリ化と事業への不参加、関心が低い
- ・社会的弱者への対応が必要
- ・働く場が少ない
- ・コミュニティが希薄化している
- ・空き家対策が必要
- ・新規転入者、転出者の把握ができない

特に、若者の流出に歯止めをかけ、若者の地元定着を目指すため、

- ・若い人が参加しやすい区の組織とする
- ・若者が地域に戻れる就農
- ・地元大学での就学に向けた奨学金制度の創設

などの方策が考えられるのではないかと、という意見もありました。

区への未加入対策については、

- ・区への加入義務化
- ・未加入者への呼びかけ
- ・転入者への加入促進のパンフレット配布

などの意見が出されました。

区組織の課題として、

- ・隣組の戸数のばらつき
- ・区費など負担が増大している
- ・個人情報保護の観点から新規転入者の把握が困難

などが指摘されましたが、地域のコミュニティである隣組や区で解決できる問題ではないという意見も出ています。

②地域コミュニティの範囲

地域コミュニティの範囲としては、

- ・「区」が地域コミュニティの基本
- ・区を組織する最小の単位としての「隣組」もコミュニティの範囲

との意見が出されました。隣組は、相互に顔がわかりあえる関係であり、コミュニティの基盤であること、防犯、防災対策の基盤でもあること、隣近所関係を構築し直す必要があること、などの意見があります。

以上の意見を踏まえ、「区」へ参加・加入を義務付けることはできないかもしれないが、自治基本条例になんらかのかたちで「区」への参加を盛り込むべきではないか、という考え方を、ワークショップの総意として確認しました。

また、地区公民館を拠点とした地域づくりが必要との声もありました。

③区と市の関係

区と市の関係については、

- ・市からの依頼が多いことなどから区の負担が大きくなっている
- ・区は任意組織である以上、市の下請け組織ではない
- ・両者の役割分担を明確にしたうえで、協働のまちづくりをどのように進めるかを考える段

- 階に来ている
- ・両者相互に協働してより良い地域をつくる
- ・区への交付金、補助金は適切に

などの意見がありました。

④地域自治区について

法律に定められた地域自治区については、地域自治区についてよく知らないことも多く、

- ・地域自治区についての勉強が必要である

との意見も出ました。木村先生からの説明を受けて、

- ・地域自治区により区組織が崩れてしまひはしないか
- ・地域エゴにつながってしまうのではないか
- ・行政の責任放棄につながるのではないか
- ・地域自治区により地域間の格差が生じてしまう
- ・区と市がより柔軟で緩やかな関係を保った方が地域づくりのためには有効である
- ・法律上に位置付けられた地域自治区は、現在の組織と重複する可能性がある

などの意見があり、ワークショップとしては地域自治区の必要性をあまり感じないというのが全体的な動向でした。

⑤区の今後について

安曇野市の区は、その規模に大きな格差があることを前提に、今後の区の再編については、区の規模をもう少し平均化する必要があるのではないかと、という考えが出されましたが、

- ・区の再編については、区民の総意であること
- ・それぞれの区特有の歴史・文化を失わないこと
- ・隣組の再編を優先すべき

など注意点が出されました。

また、基本条例に区に関する記述を盛り込むか否かについては、

- ・区加入促進のためにも盛り込むべき
- ・区と市は対等である以上条例に区について入れるべき

など、区については条例に入れるべきという考え方が強く出ていました。ただし、条例のどの項目で扱うかを考えるべきだ、との指摘がありました。

(5) 住民投票について



「住民投票」の項目を条例に設定するかについては、必要と不要の両方の意見が出されました。

必要とする意見では、

- ・議会の議決を経て実施する
- ・署名など市民発意により実施する
- ・逐次型として盛り込む

など、必要ではあるが、むやみに実施されることがないように考える必要がある、という意見が多く出されました。

また、住民投票の開票の基準や結果の扱いについては、

- ・投票率 50%以上で成立
- ・開票の結果を尊重する
- ・開票の結果に基づく判断は首長に委ねる

などの意見も出ています。

一方、不要とする意見では、

- ・住民投票はできるだけ避けるべき
- ・首長・議員は住民票を持つ市民の代表として選ばれていることから住民投票は不要

とする意見が出されました。

また、住民投票を条例に盛り込むとするならば、投票権については、住民票を持つ市民の、

- ・20 歳以上から
- ・18 歳以上から
- ・義務教育が終了した市民

などの意見が出されました。国の動向から住民票を持つ 18 歳以上が投票権を持つべきではないかとの意見も出されました。

(6) まちづくり推進会議（仮称）について

まちづくり推進会議（仮称）の設置にあたっては、

- ・会議の位置づけを明確にして条例に盛り込む
- ・条例に盛り込むことで課題解決につながる
- ・必要であるが、その前段に「地域住民連絡協議会」などの組織を設ける
- ・協働のまちづくりの観点から必要
- ・市民が主体的に課題を解決する仕組みとして重要

など、条例に盛り込むという意見があった一方、

- ・会議がどういうものなのか具体性に欠ける
- ・区長会が強化されれば不要である
- ・現段階では判断できない

など、具体的なイメージがつかないため、条例に盛り込むことは不要あるいは判断できないという意見が出されました。

また、条例に盛り込む場合でも、

- ・高校生など若い市民が加わる
- ・テーマに応じて幅広い層の市民が参加する
- ・地域の事情に詳しい市民や専門性の高い市民が参加する
- ・常に同じメンバーにならないようにする

など、会議のメンバー構成についての指摘がありました。

ここでも、既存の組織と重複する、議会との関係を明確にする、などの意見が出されました。

まちづくり推進会議（仮称）を自治基本条例に盛り込むか否かについては、未だに具体的なイメージがつかめないことから、大きく賛成と反対に意見が分かれています。

3 市民ワークショップ開催状況

	日 時 (場所)	内 容
第 1 回	1 月 31 日 (土) 午前 10 時から (堀金支所 301 会議室)	(1) 講話「自治基本条例とは」(木村晴壽先生) (2) 安曇野市自治基本条例 (仮称) 市民ワークショップについて ①市民ワークショップの目的と具体的取組 ②市民ワークショップのルール ③グループ討議について ④正副会長の選出 (3) グループ討議 (4) グループ討議報告
第 2 回	2 月 21 日 (土) 午前 10 時から (三郷公民館講堂)	(1) グループ討議 (地域課題、地域コミュニティ、市民の役割と責務、行政の役割と責務、議会の役割と責務) (2) グループ討議
第 3 回	3 月 21 日 (土) 午前 10 時から (三郷公民館講堂)	(1) グループ討議 (地域課題、地域コミュニティ、市民の役割と責務、行政の役割と責務、議会の役割と責務) (2) グループ討議報告
第 4 回	4 月 18 日 (土) 午前 10 時から (三郷公民館講堂)	(1) グループ討議 (まちづくり推進会議 (仮称)、住民投票、区の再編について) (2) グループ討議報告
第 5 回	5 月 23 日 (土) 午前 10 時から (三郷公民館講堂)	(1) グループ討議 (まちづくり推進会議 (仮称)、住民投票、区の再編について) (2) グループ討議報告 (3) WS まとめ (案)
第 6 回	6 月 27 日 (土) 午前 10 時から (三郷公民館講堂)	(1) WS まとめ

4 安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 安曇野市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）の制定に向け、市民自治の基本的なあり方の協議を行うため、安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップ（以下「市民ワークショップ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民ワークショップは、自治基本条例に関する事項について調査、研究及び検討を行うものとする。

2 市民ワークショップは、前項の検討した経過及び結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 市民ワークショップは、100人以内の委員をもって組織する。

2 市民ワークショップの委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市内の各団体から推薦された者
- (2) 公募による者
- (3) 市長が指名する市職員
- (4) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 市民ワークショップの委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第2条の規定による所掌事務を終えた時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民ワークショップに会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、市民ワークショップを代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議及びワークショップ)

第6条 市民ワークショップは、会長が招集する。

- 2 市民ワークショップは、自治基本条例に関する全体会議の開催及び各テーマに応じたグループ分けによりワークショップを行うものとする。
- 3 市民ワークショップは、会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民ワークショップの庶務は、市民生活部地域づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、市民ワークショップに関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成26年12月26日から施行する。

5 安曇野市自治基本条例制定市民ワークショップ委員名簿

NO	班	氏名
1	1	内川勝治
2	1	磯野康子
3	1	平林正
4	1	重野義博
5	1	寺島徹生
6	1	平林玲子
7	1	飯沼冬彦
8	1	高橋真美
9	1	上角久仁夫
10	1	臼井基

NO	班	氏名
51	6	百瀬陽子
52	6	篠本涼太
53	6	丸山美枝
54	6	平林千代
55	6	増田望三郎
56	6	寺沢功希
57	6	笠井宏
58	6	松岡明子
59	6	宮下文代
60	6	西村永明

11	2	布施稔
12	2	今泉一
13	2	水口貴史
14	2	遠藤宏一
15	2	飯沢彩希
16	2	市川直哉
17	2	内田浩志
18	2	黒岩英則
19	2	蓮井昭夫
20	2	小林一彦

61	7	羽賀浩之
62	7	吉原貞夫
63	7	大石昭明
64	7	大江みち子
65	7	清澤仁一
66	7	青木優果
67	7	青山守
68	7	関欣一
69	7	金井恒人
70	7	原野和徳

21	3	飯沼一聡
22	3	田村浩
23	3	三原壽雄
24	3	木村登志男
25	3	今村清子
26	3	二村紋名
27	3	秦泉寺孝
28	3	宮澤富子
29	3	市川明美
30	3	川上晃平

71	8	丸山一雄
72	8	須之部大
73	8	藤岡保子
74	8	陣内史子
75	8	久保田美妃
76	8	降旗富雄
77	8	林孝彦
78	8	堀内伸一
79	8	古幡彰
80	8	米倉秀政

NO	班	氏 名
31	4	三澤 鑛一
32	4	横山 登美雄
33	4	鎌倉 まゆみ
34	4	米澤 章雄
35	4	岩垂 直次
36	4	狩野 いずみ
37	4	小林 紀之
38	4	桜井 洋子
39	4	土屋 陽平
40	4	宮澤 万茂留

NO	班	氏 名
81	9	望月 大南夫
82	9	黒岩 宏成
83	9	塚田 清光
84	9	畠山 倉光
85	9	斉藤 康子
86	9	鈴木 祥太
87	9	小岩井 清志
88	9	高井 康子
89	9	望月 利彦
90	9	吉野 大輝

41	5	那須 誠
42	5	望月 静美
43	5	松岡 治信
44	5	牧内 佳太
45	5	二木 美咲
46	5	熊井 深男
47	5	丸山 重隆
48	5	山本 紘子
49	5	上條 芳敬
50	5	赤羽 篤

91	10	宮島 千里
92	10	高山 一榮
93	10	有賀 博文
94	10	黒岩 恒和
95	10	吉澤 美咲
96	10	小林 健二
97	10	宮川 智江古
98	10	中村 隆
99	10	奥村 勲
100	10	齋藤 研一

事務局

市民生活部長	堀内 猛志
地域づくり課長	宮澤 万茂留
まちづくり推進係長	高山 厚子
まちづくり推進係	金子 洋樹
まちづくり推進係	齋藤 研一
まちづくり推進係	川上 晃平